

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 7 月 25 日 (月) 号 外



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 海区漁業調整委員会委員選挙の期日及び選挙すべき人員 (選挙管理委員会取扱い) 1
○海区漁業調整委員会委員選挙の繰上投票の期日 (選挙管理委員会取扱い) 1
○海区漁業調整委員会委員選挙における選挙長及び同職務代理者の選任 (選挙管理委員会取扱い) 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 40 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により執行する鹿児島海区、熊毛海区及び奄美大島海区における海区漁業調整委員会委員選挙の期日及び選挙すべき人員は、次のとおりである。

平成28年 7 月 25 日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 鎌 田 六 郎

- 選挙の期日
平成28年 8 月 3 日 (水)
- 選挙すべき人員
鹿児島海区 9 人
熊毛海区 6 人
奄美大島海区 6 人

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 41 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、海区漁業調整委員会委員選挙において繰上投票の必要がある区域及びその区域の投票の期日を次のとおり定めた。

なお、平成27年10月 6 日鹿児島県選挙管理委員会告示第34号（鹿児島海区漁業調整委員会委員補欠選挙の繰上投票の期日）は、廃止する。

平成28年 7 月 25 日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 鎌 田 六 郎

町 村 名	投 票 区 名	繰 上 投 票 の 期 日
鹿児島郡三島村	全投票区	通常選挙期日の前3日
鹿児島郡十島村	全投票区	通常選挙期日の前4日
出水郡長島町	第3投票区	通常選挙期日の前1日

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 42 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成28年 8 月 3 日執行の鹿児島、熊毛及び奄美大島の各海区漁業調整委員会委員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又

は欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成28年7月25日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1 鹿児島海区漁業調整委員会委員選挙

	住 所	氏 名
選 挙 長	鹿児島市喜入生見町2323番地	山崎 力
選挙長の職務代理者	鹿児島市坂之上1-15-10	横山 幸二

2 熊毛海区漁業調整委員会委員選挙

	住 所	氏 名
選 挙 長	西之表市西之表10116-4	古田 民雄
選挙長の職務代理者	西之表市現和5882	浜元 撲

3 奄美大島海区漁業調整委員会委員選挙

	住 所	氏 名
選 挙 長	奄美市名瀬伊津部町6-4	池山 頼勝
選挙長の職務代理者	奄美市名瀬春日町2-15-31	徳永 正士